

Kura Master 審査員招へい事業 業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

Kura Master 審査員招へい事業業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

Kura Master 審査員招へい事業業務委託仕様書（以下、「業務仕様書」という。）による。

3 契約上限額

1,490,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

5 参加資格要件

- (1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づく第1種旅行業の登録を受けている者、又は、この委託業務と同種、同規模以上の業務の実績を有し、十分な業務遂行能力を有する者。
- (2) 令和4年4月1日現在、宮崎県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続き開始、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けている者は、申立がなされていないものとみなす。
- (5) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (6) 県税に未納がないこと。
- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (8) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|----------------------|-------------------|
| (1) 公告 | 令和4年12月14日（水） |
| (2) 企画提案競技参加申込書の提出締切 | 令和4年12月21日（水）午後5時 |
| (3) 質問等の締切 | 令和4年12月21日（水）午後5時 |
| (4) 企画提案書等の提出締切 | 令和4年12月27日（火）午後5時 |
| (5) 書面審査、審査結果の通知 | 令和5年1月上旬 |

8 企画提案競技の方法

(1) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（様式1）を提出すること。

- ① 提出先：下記13を参照
- ② 提出期限：令和4年12月21日（水）午後5時
- ③ 提出方法：電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

(2) 質問及び回答

企画提案競技及び業務仕様書についての質問は、質問書（様式2）を提出すること。

- ① 提出先：下記13を参照
- ② 提出期限：令和4年12月21日（水）午後5時
- ③ 提出方法：電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）
- ④ 回答期限：質問者に対し質問受付日より原則3日以内（土日祭日を除く。）に回答する。ただし、業務仕様書等の変更に係る回答については、企画提案競技参加者全員に回答する。

(3) 企画提案書等の提出

① 企画提案書の内容

本実施要領2「委託の内容」を参照の上、以下の事項について提案すること。なお、提案にあたっては、統計情報や各種調査レポート、自社の業務実績など、客観的なデータを用いた説明に努めるものとする。

ア 事業全体について、

- ・ 事業のコンセプト、招へい当日に向けたスケジュール及び連携する関係団体等を示すこと。実績に基づき、実施に当たり留意すべきことがあれば、記載すること。

イ 招へい事業の実施運営

- ・ 焼酎を中心とした本県の食・観光・文化・産業等の魅力を効果的に伝えられる招へいコースを下記項目も含めて示すこと。

項目：場所、宿泊先、食事等

② 提出資料

ア 企画提案競技参加申請書（様式3）：原本1部

イ 企画提案書：5部

- ・ 提出する企画案は、1案のみとする。

ウ 見積書：5部

- ・ 別添の見積書ひな形により提出すること。

エ 会社概要（様式4）：5部

オ 納税証明書（県税に未納がないことの証明）

カ 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（様式5）

※宮崎県内に居住している者を雇用している場合に限り提出すること。

③ 提出先：下記13を参照

④ 提出期限：令和4年12月27日（火）午後5時

⑤ 提出方法：持参又は郵送

郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。なお、送付の場合であっても提出期限までに必着とする。

⑥ 留意事項

ア 提出後における企画提案書等の再提出、差替えは一切認めない。

イ 企画提案書は次のとおりとする。

- ・ 原則としてA4判で作成し、文字は10.5ポイント以上、上下左右に20mm以上の余白を設定すること。（A3判の使用はやむを得ない場合のみに限ることとし、その場合は片面、横折込とする。）
- ・ 両面印刷とする。（用紙が縦の場合は左右開き、横の場合は上下開きとする。）ただし、構成上必要な部分においては片面でもよい。
- ・ 表紙、目次（添付書類一覧表を含む）を付け、企画提案書のページ下にはページ番号をふるること。

（4）審査方法（書面審査）

（5）の審査項目により企画提案書を採点し、合計点数が最も高い参加者を委託候補者として決定する。場合によっては、オンラインでヒアリングを行うことがある。

なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。

（5）審査項目

以下の項目について評価を行う。

① 基本事項

- ・ 本事業の目的を理解し、業務仕様書に沿った提案内容となっているか。
- ・ 本業務を実施するに当たって十分な実績を有すると認められるか。

② 企画の具体性、実現性、効果

ア 招へい事業の実施運営

行程が具体的で、焼酎を中心とした本県の食・観光・文化・産業等の魅力を効果的に伝えられる内容となっているか。

イ 独自性

企画の構成に関して独創性や独自性が発揮されているか。

③ 実施体制

- ・ 運営体制が適切であり、法令や環境、安全に配慮した提案となっているか。
- ・ 招へいまでのスケジュールは適切か。

④ 積算

- ・ 経費の積算は明確かつ妥当な金額か。

（6）審査の通知

採択・不採択にかかわらず電子メールにより全員に通知することとし、個別の問い合わせには応じない。

9 参加資格の欠格

当手続き中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とし、その旨、書面で通知するものとする。

- （1）当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- （2）企画提案書等を期限までに提出しないとき
- （3）企画提案書等の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- （4）虚位記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- （5）提案の内容が契約上限額を超えているとき
- （6）（1）から（5）に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

10 契約の締結等

- (1) 決定した受託候補者と協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）により、予算の範囲内で随意契約を行う。その際、企画提案の内容は、協議のうえ変更する場合がある。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

11 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

12 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。なお、企画提案者の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- (2) 本企画提案競技に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払い方法は、精算払とする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。
- (5) 本企画提案競技において使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (6) 本企画提案競技の参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (7) 見積額については県と受託候補者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書の提出を求める。

13 書類提出先

〒880-8501

宮崎県宮崎市橘通東2-10-1

宮崎県商工観光労働部観光経済交流局 オールみやざき営業課

グローバル戦略担当 伊達

電話 0985-26-7113

E-mail allmiyazaki@pref.miyazaki.lg.jp